

岡山県立岡山南高等学校 学校いじめ問題対策基本方針

令和6年4月

いじめに関する現状と課題

・本校ではお互いの人権に配慮した行動がとれる生徒が多く、いじめの認知件数は極めて少ない。クラス仲間との関係も良好で、R5年度の学校評価アンケートで「生徒の良好な人間関係づくりの支援や、いじめ根絶に向けた取り組みが行われている」生徒の肯定的評価は80%と前年度比-4%となっており、生徒の実情把握に努める。生徒のインターネットをはじめとする情報端末の利用状況は十分に把握しきれていないが、利用上のトラブルは時々みられるため、授業や生徒課を中心にルールマナー講座を行っており、未然防止や適切な対処に取り組んでいる。また、いじめとは特定できないが、人間関係などのストレスを感じている生徒や、良好な友人関係を築きにくい発達障害の生徒への配慮などは人権・教育相談室を中心に、SC、SSWの外部の専門家と連携して行っている。いじめ問題が早期発見できるような関係づくりは日頃から必要であると感じている。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・生徒同士、生徒と教師、保護者が信頼に基づく人間関係を築きながら一人一人を大切に教育を推進するとともに いじめの未然防止に向けた生徒の自主的な活動を進める。

<重点となる取組>

- ・生徒のインターネットをはじめとする情報端末の利用状況を把握し、問題の早期発見につとめる。
- ・全校生徒に情報モラルに関する取組を実施し、「いじめの防止」の啓発に力をそそぐ。

保護者・地域との連携	学 校	関係機関等との連携
<p><連携の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校だよりや相談室だよりに、いじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口等の紹介を掲載し、活用を促す。 ・PTA対象に、インターネット上のいじめの問題やスマートフォン等の正しい使い方について啓発を行う。 	<p style="text-align: center;">いじめ対策委員会</p> <p><委員会の役割></p> <ol style="list-style-type: none"> ①いじめの未然防止の体制整備及び取組 ②いじめの状況把握及び分析 ③いじめを受けた生徒に対する相談及び支援 ④いじめを受けた生徒の保護者に対する相談及び支援 ⑤いじめを行った生徒に対する指導 ⑥いじめを行った生徒の保護者に対する助言 ⑦専門的な知識を有する者等との連携等 ⑧その他いじめの防止に係ること <p><構成メンバー></p> <p>校長、副校長、教頭、主幹教諭、生徒課長、教務課長、人権・教育相談室長、人権教育主任、1学年主任、2学年主任、3学年主任、養護教諭、PTA会長</p> <p style="text-align: center;">全 教 職 員</p>	<p><連携機関名></p> <ul style="list-style-type: none"> ・岡山県教育委員会 ・岡山南警察署 ・岡山大学病院精神科神経科 ・おかやま発達障害者支援センター ・岡山市発達障害者支援センター ・その他外部の相談機関 <p><連携の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒へのメンタルケア ・カウンセリングの充実 ・非行防止教室の実施 ・ネットパトロールによる監視 ・情報交換等 <p><学校側の窓口></p> <ul style="list-style-type: none"> ・教頭 ・主幹教諭 ・生徒課長

学校が実施する取組

① いじめの防止	<p>(未然防止)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指導力向上のため、いじめの疑いがある事象が発生した場合は直ちに関係者を集めて協議を行う。 ・心理検査「アセス」やいじめ実態把握のアンケートを実施し、その分析的確に行うことで早期にいじめを把握する力を養う。 ・日頃の授業、HR活動や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定し、自己有用感や充実感を感じられる居場所作りとともにお互いを尊重しつつ支えあえる集団作りを進める。 <p>(情報モラル教育)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととともに、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身につけるための情報モラルに関する授業を、全学年で行う。
② 早期発見	<p>(実態把握)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の実態把握のためのアンケート、ストレスチェック、「心の健康相談」を定期的実施して教育相談を行うとともに、スタンプバイを活用することで生徒の生活の様子を的確に把握し、いじめの早期発見を図る。 <p>(相談体制の確立)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談担当の教職員を生徒に周知すると同時に、全ての教職員が生徒の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、生徒がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。 <p>(情報の共有)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の気になる変化や行為があった場合、積極的に声かけを行う。また担任→主任→学年間など教職員の連携を密にし、早急に情報共有を図る。
③ いじめへの対処	<p>(いじめの有無の確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本校生徒がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかにチームを編成して対応する。いじめの事実の有無の確認を行う。 <p>(いじめられた生徒への支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該生徒及びその保護者に対して支援を行う。 <p>(いじめた生徒への指導)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。